

(2) 子育てをしよう 学校に行こう

① 妊娠したら・赤ちゃんが 生まれたら・子どもの健康

1 母子健康手帳

妊娠したら、母子健康手帳が もらえます。母子健康手帳は お母さんの産前・産後の健康状態の記録や、生まれてくる赤ちゃんの発育や健康診査、予防接種などを記録する大切なものです。

総合保健福祉センター「あすてらす」で もらえます。

・もらえる 日時

毎週月曜～金曜(祝日を 除く)

午前9時～午後4時30分

・もらうために 必要なもの

妊娠届出書/マイナンバーカード(持っている人)

2 母子健康相談

保健師や管理栄養士が発育や育児について、妊娠したお母さんの相談を受けています。秘密は守りますので、気軽に相談してください。

・会場 小郡市健康課 相談室(あすてらす内)

・日時 月曜～金曜(祝日を 除く)

午前9時～午後4時30分

3 母子健康教室

お母さんと赤ちゃんのために、次の健康教室を、

「あすてらす」で しています。

・ようこそ 赤ちゃん教室

妊娠中の人とその家族に 講話、交流会、沐浴実習 など

・離乳食教室

生後4か月～1歳児とその家族に、講話、離乳食の試食、栄養相談など

4 妊産婦・新生児 訪問 指導

専門職員が生後2か月頃の赤ちゃんのお母さんの家に行き、指導します。母子健康手帳の出生連絡票を健康課に提出してください。

5 乳幼児健康診査

乳幼児に次のような健康診査を実施しています。

対象者には手紙で連絡します。

- ・4か月児健康診査
- ・10か月児健康診査
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳1か月児健康診査

6 子どもの予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、四種混合、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がんなどの予防接種(注射)をしています。

対象年齢内の接種(注射)は、お金がいきりません。実施時期などの詳しい内容は健康課に聞いてください。

小都市役所 健康課 (あすてらす)

☎0942-72-6666

7 子ども医療

子どもが小さいうちは、各病院で支払うお金があなたが持っている医療証の一部自己負担金に書かれた金額まででよいというしくみです。

生まれてから15歳になって最初の3月31日までの間にある子どもが対象になります。

※未熟児(体重が2,000gより軽いなど)への養育医療費をもらえるしくみもあります。

小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

② 日本の教育のしくみ

日本は、9年間の義務教育のしくみがあります。小学校は6年間(6歳から12歳、小郡市内に9校)、中学校は3年間(13歳から15歳、小郡市内に5校)です。

中学校を卒業すると、高等学校で3年間(小郡市内に2校)、大学で4年間の高等教育機関に入学することができます。

また、特定の分野の勉強をする専門学校や、短期大学という学校に入学することもできます。

特別に配慮を要する子どもは、特別支援学校(小郡市内1校)に入学することができます。また、小・中学校にある特別支援学級や通級教室などに行くこともできます。

小学校に入学する前には、たくさんの子が保育所・保育園で保育を受けています。認定こども園という幼児教育機関もあります。

教育機関としての幼稚園も、小郡市内に3園あり、たくさんの子ども

もたちが学んでいます。

どの学校も、日本では普通、4月に始まり、次の年の3月までが1年間の学習となります。

③ 保育所(保育園)・幼稚園・認定こども園

1 保育所(保育園)

保育所(保育園)は、保護者が仕事などで、昼間家庭で保育できない子どもの世話をします。小郡市内には、保育所(保育園)が15か所あり、0歳から5歳までの子どもを保育しています。3歳から5歳までの子どもにはお金がかかりません。

2 幼稚園・認定こども園

幼稚園・認定こども園では3歳から5歳までの子どもの教育をします。

小郡市内には、3か所の幼稚園と1か所の認定こども園があります。3歳から5歳までの子どもの教育にはお金がかかりません。

おごおりしやくしょ ほいくしょ ようちえんか
小郡市役所 保育所・幼稚園課 ☎0942-72-6666

④ 小学校・中学校

外国籍の人は、日本の学校へ行かなくてもいいのですが、学びたい人(小学校は6歳~12歳の人です。中学校は13歳~15歳の人で小学校を卒業した人、または卒業見込みの人です)は、小・中学校で学ぶこともできます。希望する人は教育委員会教育総務課に聞いてください。

市立の小・中学校では、授業料や教科書などにお金はかかりませんが、給食、遠足、学用品などのお金がいらす。

私立の小・中学校へ行きたいときは、各私立学校に直接申し込んでください。

- ⑤ 高等学校・大学、その他の学校
高等学校、大学、特別支援学校などで学びたい人は、
教育委員会 教育総務課へ聞いてください。

小郡市教育委員会 教育総務課

☎0942-72-2111

⑥ 子どものことで困ったら

1 学童保育所

学童保育所は、昼間 留守家庭の小学校1年～6年の
子どもを、学校が終わってから、家庭の代わりに、健やかに育てる
ところ です。

活動の時間は 次の通りです。

(a) 放課後 保育

学校が終わって～午後6時

(土曜日は 午前8時～午後5時)

(夏・冬・春休み、学校の代休日は、午前8時～午後6時)

(b) 延長保育 午後6時～午後7時

※日曜日、祝日 と 8月13日～15日、12月29日～1月3日は
休み です。

2 児童手当

子どもが生まれて、その子が15歳になって最初の3月31日まで、児童手当というお金を、その子を育てている人はもらうことができます。ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こども いくせい か
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

3 児童扶養手当

父親または母親がいない家庭や、父親または母親が障がいの状態にある家庭などで、子どもが18歳(子どもに障がいがある場合は20歳)になって最初の3月31日まで、その子どもを育てている人は、児童扶養手当というお金をもらえます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こども いくせい か
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

4 特別児童扶養手当

障がい(障がいの程度にはきまりがあります)がある20歳より若い子どもを育てている人は、特別児童扶養手当というお金をもらえます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こども いくせい か
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

5 家庭 児童 相談室

家庭 児童 相談室では、子どもについてのいろいろな悩みや心配事の相談を受けます。専任の相談員が、悩みや心配事について一緒に考え、解決のための手伝いをします。

・相談日 月曜～金曜

(祝日および12月29日から1月3日を除く)

・時間 午前9時00分～午後4時30分

・場所 子育て支援課内 家庭児童相談室(あすてらす内)

おごおりしやくしよ こそだ しえんか
小郡市役所 子育て支援課 ☎0942-72-6666

6 ひとり親家庭等医療

父親または母親がいない家庭や父親または母親が障がいの状態にある家庭などで、子どもが18歳になって最初の3月31日まで、各病院で支払うお金があなたが持っている医療証の一部自己負担金に書かれた金額まででよいというしくみです。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないことがあります。

おごおりしやくしよ こ いくせいか
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111